議案第28号

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市西図書館を廃止し、北名古屋市東図書館を北名古屋市図書館に改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市図書館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市 条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
北名古屋市図書館	北名古屋市熊之庄御榊53番地

第5条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(北名古屋市文化勤労会館条例の一部改正)

2 北名古屋市文化勤労会館条例(平成18年北名古屋市条例第73号) の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。